

売買時には管理費等の精算を行って下さい。

～ 管理費等を口座振替にて行っている場合 ～

【例】平成〇〇年6月10日にて「Aさん」から「Bさん」へ所有者変更になる場合



Aさん

口座振替の停止手続きを、**6月25日まで**に行いますと、**8月分**から停止します。

旧区分所有者



Bさん

お引き渡し書類一式が
6月25日までに当社に届き手続きを行いますと(※)、
8月分より管理費等の口座振替が開始されます。

新区分所有者

※お引き渡し書類一式：組合員変更届、口座振替依頼書、居住者名簿届、個人情報の取扱いに関する承諾書
※「お引き渡し書類一式」が届く事が前提です。到着がおそくなりますと開始月に変更が生じます

上記【例】をご覧頂けるとお判りになると思いますが、所有者変更月にて「旧区分所有者」様の口座振替の手続き、「新区分所有者」様の口座振替開始の手続きを行う場合には、どちらも所有者変更月の2ヶ月後からとなります。

この事を考慮し、当社では口座振替を行っている管理組合に限り、所有者変更が行われる際のルールを

所有者変更月を含む2ヶ月分の管理費等は 新・旧区分所有者の当事者間での清算

とさせていただきます。(例で言いますと、6、7月分が該当します)

※預金口座振替依頼書の口座名義人は、区分所有者の方として下さい。

※組合員変更届の新・旧組合員氏名は、共有区分所有者全員の署名捺印をお願いします。

皆様のご理解、ご協力の程、宜しくお願い致します。

仲介業者の皆様へ

「重要事項に係る調査報告書」発行の受付時間は火～土(9:00～17:00)となります。

※15:00以降の受付は翌日の受付となります。また日曜・月曜・祝日の場合は、翌営業日の受付となります。

※原則、受付日から2～3日中に発行いたしますので、ご承知くださいますよう、宜しくお願いします。